

神宮の八座置神事について

國學院大學大学院特別研究生

草間孝廣

はじめに

今日、わが国の国民一人ひとりが伊勢の神宮に対して崇敬の誠を捧げる信仰のあり方の一つに、神宮大麻の奉斎がある。この神宮大麻頒布の歴史は明治四年七月に行われた維新政府による「神宮御改正」の一環として、翌五年四月に明治天皇の聖慮を戴き、神宮と国民の絆を結ぶため、その大御稜威を全国に流布したことに淵源を發するのである。⁽¹⁾しかし、神宮における「お伊勢さん」「お祓さん」と称される大麻頒布の伝統は、こと改めて明治の神宮御改正によつて始まるものではない。かつて神宮に付随する「御師」「師職」等が、己が生活の糧に私的に執り行つて「御祓・祈祷」を修し納めた証明書的な「祓の驗」^(はらいしるし)という願主に対する報告に代えたものとして、中世末葉から諸国の檀家を廻り、祈祷と配札に勤めたことに繋がるのである。明治の御改正にあつては、こうした私的宗教活動によつてなされた「御祓大麻」を、単なる「祓の驗」ということではなく「神宮大麻」として、天皇も国民も等しく崇め奉る尊貴無比なる天照大御神の神聖にして崇高なる「大御璽」と讃え奉る、全く公的な意義のもと神宮当局による直接的な頒布活動に移つたものであつた。⁽²⁾

意義には私的・公的の相当な差異はあるが、こうした奉斎活動は現在も変わりはない。この活動の發生には、往昔の律令体制崩壊に基づく神宮経済基盤の動搖に対処する必要性があつてのことと指摘できよう。同時に「私幣禁断」

の厳制下にあつても密々に私的祈願を行いうる素地があつたことは、早くも奈良朝晩期の記録に現れる。⁽³⁾この二つの事柄が相俟つて、神宮における私的な奉養活動が開始されたものと考えられている。

この私的な奉養活動の内の極めて神聖且つ清浄なところに位置するのが、所謂八座置神事やくらおきんじと称される儀式で、これまでの伊勢信仰や伊勢御師の研究において、八座置神事の主たる奉仕者と云うべき御師を神職的存在としてとらえ、この儀式について論じている研究は決して多いとは云えない。管見では宇仁一彦「御祓大麻の性格」(神宮司庁編『瑞垣』五八号)、谷省吾「一切成就祓の本文と伝来」(皇學館大學史料編纂所編『史料』六三・六四号)、櫻井勝之進「伊勢御師の実像」(『歴史手帖』二二七号)、中西正幸「神宮大麻の意義とその変遷」(『瑞垣』二二七号)、同「御師と御祓大麻」(『神道大系』古典註釈編八・月報五二号)、同「近世の伊勢信仰―道者と法式―」(『歴史手帖』二二七号)、岡田莊司「私祈祷の成立―伊勢流祓の形成過程―」(神道宗教学会編『神道宗教』一一八号)、小野善一郎「伊勢神宮における中臣祓の受容」(神道宗教学会編『神道宗教』一六一号)など、こうした諸氏の研究に限られよう。そこで本稿ではかつての「御祓大麻」の奉製、或いは頒布の際に深く関わる御祓儀式「八座置神事」に焦点をあて、この儀式の淵源は何に基づいているのか、神宮の祭庭にて恒例に斎行される祭儀との関係はどうなのか、実際にどういう場面や状況でこれを行っていたのか、などの問題を究明してゆきたい。

一、八座置神事とは

八座置神事の称については平田篤胤『俗神道大意』に次のように述べられている。

扱コノ御祓ト申テ配ルワケハ、伊勢テ八座置ノ神事ト申テ、甚ダ深秘ト致ス事ガアル。夫レカノ一切成就ノ祓ト云ヲ、数トリヲ以テ執行イタシ、千度ヲ千度祓トイヒ、一万タビヲ一万度ノ祓ト申テ、其数取ノ麻ヲ箱ヘ入レテ、

ソレヲ御祓ト称へ、オタガヒニ神ノ御形代トシテ、ヲガミ奉ルノガ是⁽⁴⁾ジャ。

鶯胤の記述からも往時の御祓儀式が八座置神事という称で通用していた様子が窺えるが、では八座置神事の「八座置」とはそもそも何のことなのか。『神道大辞典』によると「八座置↓四座置」とし、四座置の名は「延喜式」四時祭に祈年祭供神の料物中「四座置、八座置各一束」とあるのを始め、同新嘗祭、斎宮式、踐祚大嘗祭式、木工式等の諸所に見え、木工式供神の料の条、四座置、八座置の細註には「以レ木為之、長者二尺四寸、各以二八枝一為レ束、名称二八座置一、長短各以二四枚一為レ束、名称二四座置二」とあることを提示して、四座置・八座置については本居宣長の「古事記伝」に述べられる大祓詞に関する説を受け「千座置戸の被具が形式化したものと思われ云々」としている。

この記述から「八座置」というものは、祓と深く関わる被具であることは凡そ見当はつくが、その形状について具体的には窺えない。そこで先の宣長の説から『大祓註釈大成・上巻』に所収する、万治二年（一六五九）十二月に出口延佳が奉行八木但馬守の需に應じて中臣祓の註釈を試みたという『中臣祓瑞穂鈔』、これに貞享六年（一六八九）九月頭書を加えた『追考中臣祓瑞穂鈔』、寛文十年（一六七〇）正月延佳が山崎闇斎に伝授したとする『伊勢神宮祓具図説』、そして元禄三年（一六九〇）二月尾張国津島の祠官真野時綱が先の瑞穂鈔を始め中臣祓に関する諸説を蒐輯し、自身の見解を述べている『中臣祓或問⁽⁵⁾』などの註釈によって次のように整理したい。

①四座置・八座置と云うものは被具であつて、天津金木にて作る。

②四座置・八座置は皆寸法があつて本末を伐りとのえて、解除を修するとき、八足机に縦に置く木のことで、千座置戸の遺法である。

③千座置戸とは祓事であり四座置・八座置は被具である。四と八は神道の数である。

④解除の道には必ず吉凶の両種があり、これをも四座置・八座置と号するのである。素戔鳴尊の千座置戸の解除を科して、手の爪を以て吉爪棄物と為し、足の爪を以て凶爪棄物と為すということに基づくのである。

⑤御被儀式に用いられる被具の中に、千座置座は木を以てこれを為し、長二尺四寸、八枝を以て束と為し、八座置は八束、四座置は四束である。

このような説明から「八座置」とは御被儀式に用いられる被具であり、これを八足机に供えることによってこの儀式成立に欠かせないものといえる。また、素戔嗚尊の大祓に基づく遺法として長く神宮内部に秘伝として御被儀式が伝来していたことから、神宮御師の御被儀式の通称として「八座置神事」となされたものかと推測できる。

しからば、「八座置神事」という儀式の内容、次第は如何なるものであったのか。『大祓註釈大成・上巻』には『諸被集』『元長修被記』『守是解除集』があり、『神道大系古典註釈編八・中臣祓註釈』には『守晨御被本』、『神道大系論説編七・伊勢神道（下）』には『被勤仕儀式』など様々な諸本がある。この中で、先の祭器具の図説『伊勢神宮被具図説』と照らし合わせて、より具体的に理解しやすいように、同じ著者によって成る『被勤仕儀式』から煩を厭わず引用してみたい。本書は解題によれば、出口延佳が神宮の秘伝とされている被儀式を記述して図説と同様、山崎闇齋に贈っている。筆作年代は明らかではないが延佳から闇齋への書簡によれば、図説を贈った少し以前の寛文九年頃（一六六九）かと推定している。

被勤仕儀式

八足案に向かい蹲踞して唱えて云う

「はらひ立てる爰も高天原なればはらひ捨るも荒磯の浪」

次 笏あるいは扇、右膝の傍らに置く

次 大麻一把或いは十座被幣・一座被幣、右手に取り左右左へ振る

次 大麻を左手の指に挟む

中指と薬指を内に頭指と小指を外にしてその間に大麻を挟む。右手にて錢切箱（切紙）の蓋を取り八針と錢切箱の間に八針寄りに立てかけておく

次 錢切と散米を移す錢切箱の半分は、隔板の右方に兼ねて錢切と散米を入れておく。左方の空なる内へ錢切二三枚、散米数粒同じく撮り二度移す。故家説には錢切一枚一度、散米一粒を二度、或いは一度、その式不同。古記に云う散供二度。愚案、或記、錢切。亦云、散供。則ち錢切散米同撮二度然るべき歟。但しその意任すべきものなり。或云、八足案上に錢切箱を縦に置き我方より神前の空なる内へ錢切散米を移す。唱云「一粒万倍」是また一流なり。

次 拍手二度小大。唱云「天下泰平」毎度文言かくの如き。或云「朝廷奉祈国家幸甚」

次 大麻を右手にとり左手を添えて再拝

次 初申

「謹請再拜再拜 某年某月某日某事の為に大中臣の太祝詞以て八百万の神達の広前に被申請申（依時隨時）

事を平けく安けく聞食と申す」また私云、自分の祈りに之を用べき歟

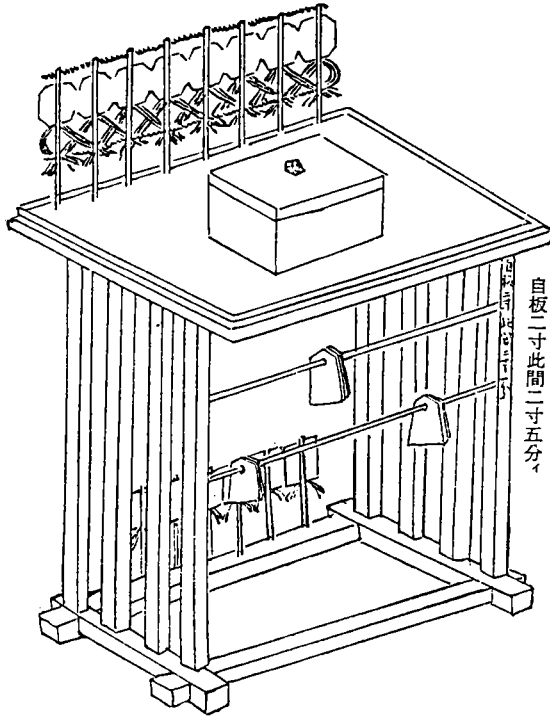
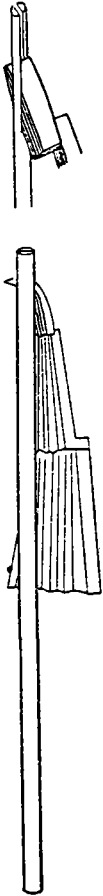
「謹請再拜再拜 某年某月某日今時を以て掛も畏き祓所の八百万の皇太神達及天津社国津社取分、二所皇太

神宮四所七所の別宮を始奉り、若干の皇太神達の宇津の広前に、姓名畏み畏みも被申請申事の由は、精進の誠を致すと雖も縁に触不慮の穢氣、不淨行触来触目借口借り、加之愚意にして犯せらむ所の不信懈怠不淨等の咎崇有りて神事の妨と成るべからむをば、此解謝の靈験に依て諸の不吉の事をば他方へ退けて安穩泰平ならしめ給へと畏み畏みも申す」

次 大麻を前の如く左手に挟み錢切と散米を移し拍手二度

次 大麻を右手にとり錢切箱と蓋の間に八針に立て掛け置く

○十座被幣圖



○八足案圖

次 龜踞、中臣祓申天津祝詞の大諄辭を以宣札。この時拍手一度、しかして此如宣らば読む。此神宮の秘伝なり。

唱畢て錢切散米拍手二度

次 平座而數祓 何の祓にても任意唱

私云、一切成就祓しかるべき歟。「極めて汚穢ことも留無れば汚濁は非じ内外玉垣清浄」この点北畠親房卿伝なり。今神宮に汚濁を畿太奈幾止訓す重複なり。每百度錢切散米拍手二度なり。千度にても万度にても悉皆修畢て申上。初段に唱。「今奉所の奉物は銀の錢切金の散供を獻に依りて命の堅富の物代に請悦び給へと神毎に宣申」拍手二度

次 蹲踞して始終の大麻を右手に取り左手を添えて申上「神は一滴を以て四海に満ち、一粒を以て五岳に均し給ふ通力坐す、今奉所の礼奠輕微なると云ふとも清浄なりと納受し賜て祈申所の所願を成就せしめ給へと畏み畏みも申す」又私云、無初段則無拍手歟。これまた一流なり、その意に任すべし。「神は一滴一滴清浄に照し納受して眷属諸の神達にも施給ひて所在の罪咎をば潮沫の如く春雪の如く消し失、安穩泰平ならしめ給へと畏み畏みも申す」畢りて大麻を机案の上に置き、錢切散米、拍手二度

次 祈願畢て拍手四度。小大又小大合。兩段四度なり

次 笏をとり再拜退座右平日之儀式也。但し庭上祓等各別歟

以上が当時秘伝として行われていた八座置神事の次第である。ここに掲げたものは筆者が延佳の記述を前後入り混せて、解りやすくして引用したものである。延佳はこうした次第のあとに、この儀式の約束事として数点の注意書きをも示しているので要約して挙げておく。

(1) 祓を一百度修するを一座と云う。十座祓幣は一万度まで替えない。或いは一年中替えない。一座祓幣は千度終わって替える。

- (2) 大麻一束は百度分である。十束を一把にして一座修し終わり、又別の大麻を用る。
 - (3) 千度毎に大麻を替えて初申より修す。但し祈願申上は幾千度万度にても修し終わってから、このとき唯一度である。これは一日のことである。修すべき万度念願のところ、もし急用があつて則、申上、祈願終わりても、後日また一万度の数を足すべき。その時はまた右のようにあるべし。初申祈願申上るなり。
 - (4) 数千度修する時は、別に机を座の左右の任意に設置のこと。修し終わる毎度の大麻を載せるものである。但し、十座幣祓、一座幣祓は小さいのでこの限りではない。すべて修し終わるとき始終の大麻を両手に捧げる。もし両手に余るときは、机ごと両手に捧げて祈願申上を云う。
 - (5) 既に修し終えた大麻は、水に流すか、宮中に納め「天津宮に納む」という文言を唱える。
 - (6) 修し終えた大麻は願主へは奉らずの法である。別に新しい大麻を奉べし。未修の大麻を家に留るは可である。災いがあつた時に解除と為すからである。
 - (7) 数取りは、十度は左手指にてとり、十度毎の大数は八足案の前右方の数取りでとる。百度毎の数は同じ左方で取る。千度毎の数は同上段の数取りにて取る。右当世の儀式也。
- 延佳の時代、秘伝とは云えこうした儀式を執り行い、神宮の神々、八百万の神々の照覧のもと御祓大麻が奉製され、その信仰とともに全国へ流布していったのであり、この儀式こそ神宮大麻頒布活動として今日にまで及ぶ大神宮信仰の源泉と考えたい。

二、八座置神事の形成

ここで説明しなければならない問題として一体、この八座置神事の形成は何に源を発しているのか、ということだ

ある。この問題について、岡田莊司氏が「私祈祷の成立—伊勢流祓の形成過程—」として発表されている。⁽⁷⁾この論の中では具体的に「八座置神事」という称は使用せず、終始「伊勢流祓」という称で統一して論究されている。氏はこの研究の中で、元来神道には神職が個人祈祷を行うことはなく、主に陰陽師らの役割となっており、これが神道信仰の中に入ってくるのは、平安末期以降、伊勢口入神主、後に師職として展開していく者へと流布していったとされている。そして中臣祓詞とその関わりにおける陰陽祓にみられる七瀬祓、河臨祓、百度祓、千度祓などという数祓の關係を岡田米夫氏の学説⁽⁸⁾を踏まえながら詳細に究明され、結論的には伊勢流祓が形成されるには、神道祓↓陰陽祓↓仏家祓↓伊勢流祓へと至る構図を想定されて、次のように述べられている。

中世前期という神道の覚醒期を迎えて伊勢の神職層は、一旦陰陽師と仏家に渡った中臣祓を再び神道側に取り込み、神道史上初めて教化活動が積極的に行われる。

こうしたことから、もともとの神道祓が陰陽師、仏家へと流れて再び神道側へと、個人祈祷の要素を濃く含みながら移り、その移り先が神道史上では伊勢の神宮祠官と御師を含めた神宮祭祀圏内であった。時代的には武家政権が確立してゆく平安末期から鎌倉初期で、当時有力な武家と接触を計っていた口入神主と称される神宮の権禰宜がある人物が、所謂御師的活動が愈々活発化してゆく時期に、盛んに神道教化を行い始めたと理解できるのである。筆者は岡田氏の理解を踏まえて、更に一步進めて疑問とするのは、神宮祭祀圏内にまで再流入した伊勢流祓が、一体どういう過程を経て平安末期から中世に至って神宮祠官組織の末端とも云うべき御師層に伝播し、一般に八座置神事と称される程の儀式へ展開していったのか、ということである。陰陽師、仏家から流入したとしても決して神宮祠官と御師とに平面的に流布していったものとは考えられない。なぜならば、流入したと推定される平安末期、鎌倉初期という時代では、後に御師と発展するであろう者が、神宮権禰宜という肩書きを持ちつつも、禰宜等を中心とする神宮祠官に從属し、その中でようやく御師的な活動をしはじめたと云ってもよい萌芽時代であって、決して近世のように確立さ

れた御師活動とはその実態において少々相違があると思うからである。前述したが御師は神宮経済基盤の移行が裏づけとなり発生している。そして彼らの性質も神域内に奉仕する祠官というイメージよりも、祠官に従属する極めて不安定な存在として、早い時期には集団強訴や他社寺領の侵略横領事件の首謀者として、他には流通業的役割、そして大麻頒布の従事者として雇用されていたのであろう。萩原龍夫氏はこうした在地での活躍が権禰宜層の典型となっているのではないかと想定して、

権禰宜層は正員禰宜が禁河の誠に縛られているのに対してはるかに行動の自由さがあり云々⁽¹⁰⁾

と述べている。彼らはもともと神職というよりもどちらかというところ、神宮組織の外側において従事者の性格を帯びていることを考えると、彼等が自由であるからこそ他社寺より取り入れた陰陽道の仏家的な様々な儀式、祈禱方法を習得し実行して、伊勢流祓、八座置神事はこうした下層の彼らから沸き起こるようにして定着していった仮説も考えられる。

櫻井勝之進氏「伊勢御師の実像」には、御師の行った祈禱の中の実際の事例を探るため『御師考證附録』に採録される文明年間の『内宮引付』から「石河修理進宛の書状」と「守護長野政高宛の書状」を引用し、つまり伊勢湾を航行する廻船に神役を賦課していたが、近代この廻船から上納を徴収するために神役が納まらなくなった。この上納を行うものは両宮の神敵であり、この新儀を止めぬ者、神事の用物を運搬する船を乗っ取る不法者に対しては「両宮より堅く神祈を致し（中略）神宮の法に任せ神木神灰を以て其の沙汰を致すべく候」とするものであった。詳しくはこの論文を参照されたいが、結論としてこの神木神灰の沙汰というものは、中世以降の御師にみられる調伏や強訴などの時、彼らが携帯したものと思われる。櫻井氏はこの中で、

当時の神主たちの祈禱とか神祈とかいうものが、ただ単に家門繁栄などの加護を祈るという方向だけでなく、神慮に背く者に対してはその家運を断絶せしむるほどの呪力が發揮されたこと、また神木を立てることが神宮の神

威の発現する場所としての標示となり云々⁽¹¹⁾

と述べられ、御師の活動の中には極めて呪術的な性格を持ち合わせていることを指摘している。したがってこのような側面もあることから、前述の御祓儀式は下層の御師から沸き起こったということも考えられよう。

しかし、これは御祓儀式というよりも神税徴収や直訴のための一手段にすぎず、儀式的性格は少ないように思われる。また、『大神宮諸雑事記』などの古記録では私の祈禱を行っていたとあるのは、往時の官司であったり、大中臣家の人物である。こういった事実を念頭に置けば、この御祓儀式は下層から沸き起こったのではなく、上層から下層に伝播していったものと考えた方が自然であろうと思われる。また、『吾妻鏡』に「千度祓」という称が記述されているということは⁽¹²⁾、この時代既に八座置神事と考えてもよい儀式が定着していて、願主の為に外向して執り行う程の、確固とした式次第をもつ儀式へと展開していったものと考えられる。つまり、神宮祭祀圏内にて行われる御祓儀式は神宮の域内から発生していたと筆者は考えるのである。

それは、神宮の主祭神として仰ぐ大御神御自身は最も清らかなる祓によつて生れ坐したこと、中臣祓の伝統豊かな大中臣氏が祭主・大神宮司に補任されていること、内宮においての元来からの奉仕者である度会氏に替り、大中臣氏とは同統の荒木田氏が奉仕している事などを思うと、神宮そのものが「祓の宮」であり、神宮と祓との関係は他宮社とは格別に異なるほどに、より深いところで繋がりがあられるように思える。したがって、御祓儀式たる八座置神事の理念・法式はもともと神宮の域内に存在していたと考えられるのである。倭姫命が「神垂以祈禱」為先。冥加以「正直為し本」という一節を以て大御神に奉仕せよと諭した心が理解出来るのである。

三、神宮恒例祭と八座置神事

そこで、八座置神事と覚しき儀式が神宮の恒例祭、公的祭儀のなかでどのように存在し、執行されていたのかを窺つてみたい。恒例祭を窺うには延暦二十三年（八〇四）の三月に『止由氣宮儀式帳』、同年八月には『皇太神宮儀式帳』が各々撰進され、延長五年（九二七）十二月撰進『延喜式』の巻第四に大神宮式があり、また建久三年（一一九二）六月に注記された『皇太神宮年中行事』がある。その他には『太神宮司神事供奉記』『宮司年中行事』『内宮子良年中諸格雜事記』『豊受皇太神宮年中行事今式』『外宮子良館祭奠式』等、多数祭儀内容を窺うことができる資料があるが、最も古い時代の資料で詳しく年中の祭儀を窺うのには、内宮は『皇太神宮年中行事』、外宮では『豊受皇太神宮年中行事今式』がその代表格であり、我々に往時の祭儀を彷彿とさせてくれよう。前者は建久三年（一一九二）六月三日権禰宜兼宮掌大内人荒木田忠仲神主が編纂したものに、後の寛正五年（一四六四）三月に内宮一禰宜藤波氏經神主が「敬神の心を勧むるため、また万代の亀鏡とするため」加筆したものが今日目にするとところの『皇太神宮年中行事』である。建久と寛正という二百七十有余年の時代の開きを勘案しながら、これに記載されるところの祓に関する儀式の内容を窺うことにする。後者の今式は、起草は寛文の頃（一六六一―一六七三）外宮一禰宜度会全彦が度会延貞をして従事せしめ、のちに禰宜貞盈、智彦以下数名の禰宜権禰宜等がこれを継承し七卷本として享保十五年（一七三〇）に成功したものである。これら二書は時代的に相当の開きがあり並行して窺うには些か問題も残される。さらに前者においては建久年間は然ることながら寛正年間には世情不安定による式微が続き、本書に記載される通りの次第を以ての祭儀執行は困難に陥っていたということが氏經神主の日記に知られるので、寛正時代の実際を知りうるのに『氏經神事記』を用いて日付毎に列記して、如何なる御祓儀式があるのかを考察してゆきたい。

祓祭儀内容 (内) は内宮、(外) は外宮

正月 元日

朝御饌供進御塩湯内人塩湯奉仕 (内)

鮎饗御塩湯・擬禰宜修禊 (外)

七日

御節供新菜御饌御塩湯内人塩湯奉仕 (内)

十一日

旬神拝事早旦衣冠着祓勤仕 (内)

禊始一禰宜齋館大麻所敷祓 (外)

十五日

御竈木奉納神事四御門御塩湯 (内)

竈木御塩湯 (外)

二月 一日

鍛山伊賀利神事御巫祓申 (内)

列禊正月十一日同・鍛山菅裁荷用小内人修禊・上卯日初午御巫内人修禊 (外)

九日

祈年御祭大麻御塩湯 (内)

大麻御塩湯 (外)

十二日

津度恵之神態勤仕悪祓勤仕吉祓勤仕 (内)

三月 一日

列禊 (外)

三日

桃花御饌事御塩湯内人塩湯奉仕 (内)

新草餅饌御塩焼物忌父塩湯 (外)

四月 一日

列禊 (外)

十四日

風日祈宮祭礼御塩奉・神御衣神事祓所祓勤仕御麻御塩湯 (内)

御衣宮川迎宮司禰宜塩湯麻(外)

五月 一日

列禊(外)

三日

御川修禊(外)

五日

菖蒲御饌御塩湯・擬禰宜修禊正月同(外)

晦日

六月御祭為離宮院參大祓(内)

六月 一日

列禊(外)

十五日

荒舨御贄奉仕(贄海神事) 岡村河原祓在・御占神事宿館婦後御巫内人被清(内)

由貴修禊河原祓(外)

十六日

子良宿館館祓物忌父兄部役・正員禰宜權神主玉串大内人宿館祓清御巫内人勤仕・河原御祓御巫内

人被勤仕中臣祭文・月次祭夜由貴大御饌御塩湯内人塩湯奉仕(内)

月次祭大麻御塩湯(外)

十七日

月次祭暁大御饌御塩湯内人塩湯奉仕・齋内親王參宮祓所於祓・祭使宮司參宮祓所於祓(内)

伊吹總御膳塩湯(外)

晦日

輪越神事御祓勤仕(内)

名越祓・菅拔祓(外)

七月 一日

列禊(外)

四日

風日祈神事塩湯(外)

十四日

風日祈宮祭礼御塩奉(内)

八月 一日

列禊(外)

晦日 九月御祭為離宮院參大祓(内)

九月 一日 列禊(外)

九日 菊花御饌御塩湯内人塩湯奉仕(内)

菊花御饌御塩燒物忌塩湯(外)

十三日 浜出修禊(外)

十四日 神御衣祭祓所祓勤仕御麻御塩湯(内)

十五日 荒蛎御贄奉仕(贄海神事) 岡村河原祓在・御占神事宿館帰後御巫内人祓清(内)

由貴修禊河原祓(外)

十六日 子良宿館祓物忌父兄部役・正員禰宜權神主玉串大内人宿館祓清御巫内人勤仕・河原御祓御巫内

人祓勤仕中臣祭文・神嘗祭夜由貴大御饌御塩湯内人塩湯奉仕(内)

御祭大麻御塩湯(外)

十七日 神嘗祭暁由貴大御饌御塩湯内人塩湯奉仕・斎内親王參宮祓所於祓・祭使官司參宮祓所於祓(内)

伊吹總御膳塩湯(外)

十月 一日 列禊・上午日初午御巫内人修禊(外)

十一月 一日 列禊(外)

晦日十二月御祭離宮院參大祓(内)

十二月 一日 列禊(外)

十五日 荒蛎御贄奉仕(贄海神事) 岡村河原祓在・御占神事宿館帰後御巫内人祓清(内)

由貴修禊河原祓(外)

十六日 子良宿館被物忌父兄部役・正員禰宜權神主玉串大内人宿館被清御巫内人勤仕・河原御被御巫内

人被勤仕中臣祭文・月次祭夜由貴大御饌御塩湯内人塩湯奉仕(内)

月次祭大麻御塩湯(外)

十七日 月次祭暁由貴大御饌御塩湯内人塩湯奉仕・齋内親王參宮被所於被・祭使宮司參宮被所於被(内)

伊吹總御膳塩湯(外)

大晦日除夜御火灯塩湯(外)

両宮の年中行事の中から被式のみを大まかに列記したものをまとめると、正月行事や節句行事の中の塩湯被、嶽山伊賀利神事の御巫内人の被、神嘗祭・両度月次祭に先立つ離宮院での大被、贅海・浜出神事での河原被、館被、齋内親王・祭主・使・宮司參宮の被、本祭典における大麻塩湯被などと分類できる。そして、これらの祭儀の中には含まれない極めて特徴的な被儀式と思われるのは、内宮では二月十二日の津度恵之神態の悪・吉被と、外宮の擬禰宜修禊で、中でも本論で求められるべき御被儀式、八座置神事に近い儀式内容と思われるものは、外宮では正月十一日の禊始と毎月一日の列禊、内宮では一見するところこれと思われる儀式は見出せず、疑わしい正月十一日の句神拜事での「早旦衣冠着被勤仕」というものである。なぜに疑わしいのか、それは他の被については御塩、塩湯大麻などの奉仕者について記述があるが、前掲のものに関しては「早旦衣冠着被勤仕」のみで詳しい記述がないからである。そして日付や当日の内容である内院参拜というものが両宮ともに相似していることから、そのように推測できる。

外宮における正月十一日の禊始がなぜに八座置神事のかというのは、記述される内容から窺えるので簡単に左に掲げておく。

禊始

- ① 参宮畢りて家族の権官禊具を大麻所に設ける。禊具大麻、散供、錢切なり。
- ② 酒筒を大麻所の側に具設。禰宜の各館に使を廻し一禰宜の館大麻所の中に列踞。
- ③ 踞定て各々浄折敷を以て南面、祝詞禊詞を啓し、安座し数献を修す。
- ④ 家族の禰宜脆きて散米に右手を託け、禊の各数を算う。問答がある。
- ⑤ 家族の権官禰宜の浄折敷を撤す。
- ⑥ 各修の麻を取り一把と束ねて、八脚案に載せ一禰宜の前に居え、一禰宜蹲踞南面し祝詞禊辭啓す。
- ⑦ 少し退て啓上。禰宜権官各々拍手端拜。
- ⑧ 家族の権官八脚案を撤し、その麻を以て一禰宜の前に脆きその冠上に充ててこれを解除う。一禰宜屈拜、十禰宜までこれを解除、末座に至るまで麻を取り解除。この後酒肴あり。¹⁶⁾

これの禊始・列禊の図、用いられる祭具の大麻、八脚、禊膳（浄折敷）、錢切箱の図は同じ今式の卷五の祭庭図、明器図に記載され、八座置神事に用いられる祭具と同じものであることは確認できる。外宮においてはこれこそ八座置神事と同類儀式であることが理解でき、神宮域内の禰宜齋館大麻所を齋場とし、私的ではなくどちらかというところ的性格を帯びる儀式であることが窺える。しかし、内宮に至っては詳しい記述がないため、それが不可能としかいえない。出口延佳が八座置神事は神宮秘伝であると述べていることが本当ならば、『皇大神宮年中行事』に記述もないとするのは無理ないところである。内宮のそれについては、後の元文四年（一六六四）四月二十七日に新年中行事として荒木田経豊神主が注進した『皇大神宮年中行事当時勤行次第』があり、さらにこれに荒木田弘孚神主が明治二十四年（一八九一）に注釈を入れた『皇大神宮年中行事当時勤行次第私註』という本があるが、¹⁸⁾両書には「早旦衣冠着祓勤仕」の文言もなく、元文中には既にこの儀式は伝存しなくなったのか、ごく当然のこととして、或いは秘伝として記述しなかったのか、公的儀式とはみなされなかったのか定かではない。

そこで、寛正時代に遡って『氏経神事記』⁽¹⁹⁾により儀式執行が困難な世情を背景として、実際にこの儀式はどのような内宮で取り扱われていたのか、この書から読み取れる御祓儀式を列記しておこう。

永享二年（一四三九）六月十九日為祈禱今日早旦於落合正権一同一万度祓可有勤仕之由雖不精進合期、権任不参

少々参云々

文安六年（一四四九）八月十一日予宿所四季祓可為会所之間、自宵参神拜計云々

十月十一日予之許為御祓之会所、仍未明令神拜退出

十二月十六日河原祓地下之年寄等参、為世上忽劇御祈禱、任先規於河原敷一殿敷、一同御祓勤仕可然歟之由申之、此儀尤可然、当祭礼中可有勤行之旨内々被定之处、如此勤申言上神妙之由返答云々、河原風烈之間、於一殿置鋪勤仕之、一万度、四神主六百度仕候由被送一座挿、其外内人等少々勤仕在之云々

宝徳二年（一四五〇）二月十一日地下静謐為祈禱、今日於一殿一万度御祓勤仕之

四月十一日予之許御祓会所、仍夕神拜

十月十一日予之許依為御祓之会所不参

三年（一四五二）四月十一日御祓永保神主亭

康正二年（一四五六）正月十一日祓事不参

四月十一日御祓事於長官沙汰出仕

三年（一四五七）正月十一日長官於祓事

寛正三年（一四六一）正月十一日在祓事

四月十一日在祓事

八月二十五日自宵館參、未明調裝束、參向時分尚重御祈禱師也、千度祓并云々

十月十一日祓事延引

四年（一四六三） 正月十一日次祓事

十月十一日祓事

五年（一四六四） 正月十一日在祓事

十月十一日在祓事

六年（一四六五） 十月十一日祓事

七年（一四六六） 正月十一日今日祓事

四月十一日在祓事

十月十一日在祓事

文正二年（一四六七） 正月十一日在祓事

四月十一日祓事在之

六月十一日天下忽劇京中每日合戰、如此時者、於宮中正權一同御祓勤仕

十月十一日在祓事

応仁二年（一四六八） 正月十一日祓事

四月十一日今日御内掃除祓事

十月十一日在祓事

三年（一四六九） 正月十一日祓事

四月十一日祓事在之、御内掃除

十月十一日在祓事

文明二年（二四七〇） 正月十一日在卯杖、在祓事

四月十一日祓事在之

十月五日自今日於外宮一萬部法花經誦誦、勸聖鬢僧、為祈禱一萬度御祓事一日申、仍勤仕云々

十月十一日在祓事

九年（二四七七） 正月十一日祓事

四月十一日初申氏神祭八氏綱祓事座起參

四月二十八日大橋之橋姬御前社奉造替、就其為橋祈禱、十人禰宜中申十萬度之御祓勤仕

七月十一日祓事

十月十一日在祓事

十年（二四七八） 正月十一日祓事如常

七月十一日在祓事

十一年（二四七九） 正月十一日在祓事

四月十一日祓事

七月十一日祓事

十月十一日祓事

十二年（二四八〇） 正月十一日在祓事

七月十一日在祓事

十月十一日在祓事

十三年（一四八一） 正月十一日在祓事

七月十一日在祓事

十四年（一四八二） 正月十一日祓事

十五年（一四八三） 正月十一日次在祓事

十六年（一四八四） 正月十一日寒甚可養性之由依意見共御祓申、祓衆待申云々

七月十一日祓事

十月十一日祓事

十七年（一四八五） 正月十一日祓事

四月十一日祓事

七月十一日祓事

十月十一日在祓事

十八年（一四八六） 正月十一日祓事出仕

四月十一日祓事

七月十一日祓事

以上、氏経神主が禰宜奉職中、これほど頻繁に御祓儀式が行われていたか解る。また、既に諸祈願のための数祓が歴然と執行されていた様も読み取れる。『皇大神宮年中行事』の「早旦衣冠着祓勤仕」という正月十一日の記述の裏には『氏経神事記』からはこのような形で神宮域内の禰宜齋館で持ち回りに行われていたことと、外宮「禊始」と類似の式であること、そして前述したような祭儀に先立つ祓としてではなく、独立した御祓儀式であることが知られる。

この神事記から御祓儀式の特徴をみると、年中行事からは正月十一日のみと思われたが、実際には不定期ではあるが、四月、七月、十月などにこれを行っている。一年を四季に別けて行っていたためか「四季祓」という称でも記している。それに正月元旦は両宮共祭儀多端のため十日遅らせての十一日に新年最初の御祓儀式を行い、その他は外宮においては毎月一日が式日であることに對して、内宮は年中季節毎におよそ四回で、十一日が式日であるという相違がみられる。ただここで懸念されるのは、確固としたこの儀式の次第、内容の記述がないので推論の域は出るものではないが、これまでの考察と氏経神主の日記からは、これら儀式こそ八座置神事と同類の儀式と考えて良からうと思われる。

併せて出口延佳の『被動仕儀式』にも引用している正安二年（一三〇〇）西河原行忠の『古老口実伝』の「服氣神主參籠野時、大麻所可レ隔其間也」にある御祓の斎場たるべき大麻所という文言や、時代は下るが寛保元年（一七四一）内宮地祭物忌父原時芳『内宮子良年中行事諸格雜事記』の正月十一日「御祓申初之事」として、この日内宮子良館においても同様の御祓儀式を行っていたことなども、この推論の一助になりうるものと考えている。そこで、文献的に御祓儀式を遡るとすると前掲した祓関係本が成功した室町後期となり、『氏経神事記』に記載する御祓儀式を考慮しても、南北朝統一ほどない頃と確定できよう。

四、八座置神事の性格

ここで往時の神宮の御師が行った御祓儀式、八座置神事の性格を理解することによって神宮における信仰とはどういふものなのか、ということを探ってみたい。既に中西正幸氏の『御師と御祓大麻』⁽²²⁾という論究に的を得た見解が述べられ、神宮の信仰とは斯くあるものとの確にまとめ上げられている。中西氏は神宮においては、とりわけ清浄が尊

ばれる伝統があり、御師たちが檀家願うところを神前に祈り込め、檀廻にあたって御祓大麻を配布してゆくの、清浄を何よりも重んじるこの伝統を無視しては考えられないとしている。そして御祓とは単なる除災招福を越えて生命の根源にせまり神霊の哮びを聴く、まさに清らかないとなみにほかならないと述べられる。この儀式の根本的性格を知りうる歴史的資料として先の『氏経神事記』に記録される寛正五年（一四六四）九月二十一日の条に、この月に行われた神嘗祭奉幣祭に宣命詔刀読み終わり玉串奉納の後、公方御代官の吉見大郎と一色大郎の両人が官人と喧嘩しこれが刃傷沙汰に及び、血に染まった大床の柱を拭き払い北御門の付血を削り、翌日汚れた白石を置き換えるという、内院騒然とした事件が発生した。よって二十一日「内院御祓を勤仕、其具奉納御殿下」しているのである。同神事記にはさらに、文正二年（一四六七）六月十一日の条によると、

天下忽劇京中毎日合戦、如此時者、於宮中正権一同二御祓ヲ勤仕常例也、然而今御祓申権任モ希ニ物忌モ大略令指合之間、数尅勤仕可有退屈之間、傍官并御祓勤仕之権任ヲ申勤、於予之許令用意朝飯、万度金勤行奉祈天下静謐、仍予者件御麻ヲ持參令奉納之

と、所謂天下祓と称される儀式をとり行っている。また、文明九年（一四七七）四月二十八日の条には、宇治橋造替に伴う実に十万度の御祓勤仕がなされている。

このように、神宮における御祓儀式は単なる修祓的意義ばかりではなく、天下国家の安寧を願う公祈禱の性格に始まり、末は一般庶民の心願成就のための私祈禱的儀式として展開してゆくのも自然の移行といえよう。中西氏は、このような熱い祈りを込めた儀式の験である御祓大麻について次のように述べられている。

僻遠の地にある檀那にとつても未だみぬ大御前をしので御祓大麻を大神宮棚に祀り、日毎に遥礼拝して敬虔なる祈りをささげ、居ながらにして御神恩に浴する。その神棚奉斎のありかたにも、奉仕者に劣らず神霊の存在を信じて疑わないことであろう。因に正保二年（一六四五）六月の大間国生社の御遷座には、外宮長官檀垣常農が

封印した御祓箱が神体として権禰宜宮後朝貞により奉戴されているのも、一考すべき事例である。

以上のような性格をもつ八座置神事が実際にどのようなようになされたのか。いつどのときにこの儀式を行った、というはつきりとした文言のある資料が管見では皆無であるので確固としたことはいえない。しかし、これまでの中西氏の見解、筆者が提示した年中行事や日記など歴史的資料から眺めても、神宮における御祓とは「八座置神事」であると解してもよい。したがって、大神宮叢書『神宮参拝記大成』に所収の『神拝式類集』『諸家神拝修祓式』などの一連の参宮儀式を眺めると、八座置神事なる称は一言も記されておらず具体的には知りえないのであるが、これまでの理解を踏まえると、これらに記述されている、参宮の当日早朝に「潔斎行水、口伝之有、御祓勤仕常如」「官職に依りて衣冠、直衣、素袍を着す、次宿館、或は私宅、座を浄め祓を勤仕」「祓は何の祓にても其の意に任せ勤仕すべし、依りて之を略す²⁶」などの文言は、八座置神事の勤仕か、また日常のことであるから或いはこれを簡略化した儀式のことと解して差し支えあるまい。よって参宮に当たっては前日より御師邸内に参籠し、当日早朝に参宮に先立ち、この儀式を執行していたことが彷彿とされるのである。

では「祓は何の祓にても其の意に任せ勤仕すべし」とあるがどのような祈願の御祓が儀式としてあったのか。神宮崎文庫蔵の『外宮神宮流御祓勤仕之次第』という、奥書に宝暦二年（一七五二）六月七日、吉澤末章という人物が豊宮文庫に奉納した旨を記す本と、『御祓修法式』という近世のものと思われる「両宮地下人通用ノ伝」とある本によって窺ってみたい。祓の種類については大まかに次のものが掲げられる。

- ① 参宮前一切成就祓計用ル、作法は本式の祓勤仕に同じ。祝詞に我が身の不浄を除き清浄身にならん為を加え、一切成就祓を何十反も唱え参宮に向かう。
- ② 日所作二用ル、祓作法は本式の祓勤仕に同じ。
- ③ 神馬祓、作法は本式の祓勤仕に同じ。神馬を玉串御門の前に北頭に引き立てその前にて申すこと。

④ 軍被、作法は本式の被勤仕に同じ。武家より軍陳理運の祈願。

⑤ 奈保留被（臨終被）、神宮第一の秘伝。古来より口授有り。臨終に当たり当人の苦しみを少しでも取り除こうとするもの。欲心忘心喜怒のときにもこの被を修して念じる。

⑥ 平産被、作法は本式の被勤仕に同じ。垂直の紐を解き後ろ腰の紐を解き麻を切り、などの作法あり。この被は終始蹲踞にて奉仕。

これらは各々儀式執行にあたり実に細かな差異がみられ、数被を中心としながらも、これ成就すべしと祈り込め、その上においての大麻奉製、配布という運びとなるのである。

そこで、大神宮信仰の源泉が御被儀式八座置神事に発するものとする、この儀式中における信仰の核心は何かという疑問も湧いてくる。それは式中に唱えられる中臣被詞も然ることながら、千度万度と繰り返し唱えられる数被「一切成就被」がその核心といえよう。國學院大學図書館蔵の中西信慶「一切成就被抄」と、神宮文庫蔵の「御被修法式」、度会貞盈「日所作被抄」などから窺うこととする。中西信慶は「極汚濁事^毛滞無^者汚^者不在内外玉垣清浄^止申^須」という一切成就の詞文は誰人の作ということが知れず、上古より内外両宮に相伝した他社には全く存在しない詞文であるとし、この詞文を四段に別けて、その意味を(1)「極汚濁事」とは天子も庶民もすべてのものに至って汚穢にして極まつており、(2)「滞無^者汚^者不在」にして汚穢は心神を治めることによって全て滞りがないとする、人の心にかかわることで、(3)「内外玉垣」わが身を天照大御神、豊受大神の舎、神明の玉垣とする。(4)「清浄^止申^須」純一無雑というように祓い清めることである。そして「一切成就の神人なり、御徳に至る此被なりと専ら一に崇敬すべし」と述べている。

さて、この一切成就被の詞文の他に中臣被、六種被など心に叶うものを日々行うことを「日所作被」と称しているが、『御被修法式』によれば、日所作に何れの被を修する志があればいつでも始めて構わない。その次第は一連の八

座置神事と同じであるが、中臣祓、続いて数祓（一切成就祓）とするところに、ここに日所作祓を唱える。この祝詞は『太田命訓伝』つまり『伊勢二所皇太神御鎮座伝記』中の主要部分を祝詞としたものであるとしている。度会貞盈『日所作祓抄』の巻末に、

此章誠信以て、神明に通ずを云、陰と化陽と化とは天地開闢也、四時は春夏秋冬也、天道修環し四時行われ、万物生るは神明の為所なる故に天子の神明を助て祭有る也、祭有るとは正直を本として誠信を尽して祭也、誠の心を祭るときは、徳神明に合い天地と通して、君道明にして天下万民も豊也。

と、この儀式を通じて神宮における神祭りの精神を述べ、この精神を實行してこそ天下万民も豊かになるものと、神宮の神観念にまで及んでその信仰の内実を示している。いうまでもないが伊勢神道思想とも合致している。

これらを眺めると神宮における八座置神事という儀式は、神宮祠官、また御師といわず、執行する奉仕者を問わず、時代を超えて国家を始め、国民一人ひとりへ神宮の大御稜威が漏れ落ちることなく垂れ給え恵み給えと、実に千度万度と祓に祓を重ね、その上で祈願を申し上げる、という大御神の御神徳に即した儀式であることが知られ、中西氏は先の論究のなかで「祓とは修祓式に限られるものではなく、自然と人間がともに関わりあう祭祀そのものを、みごとに集約させた形態といえよう」と述べられており、筆者も全くこれに同意するものである。

八座置神事は単に御師が生活の糧とする為に執行した祈祷方法であつたのではなく、それは、神宮の大御神、神域の神々へ敬虔に祈りを捧げると同時に我々人間の心のあり方が、清浄で正直であることが強く要求され、核心である一切成就祓はこれを解決に導く儀式であつたことが窺える。

むすびに

本稿では『皇大神宮年中行事』の正月十一日旬神拜事に焦点をあてて八座置神事の淵源を求めてみたのであるが、この儀式内容と同類と思われる祭儀が実際のものとして記録に窺えるのは、明治初期の神宮文庫蔵『宮川々原祓式』という本にある。これに記録される式次第の中の「初申祝詞」からすると、明治四年十月二十五日に大嘗会の由奉幣並びに大奉幣に参向した朝使、宮司のため宮川において祓を修するものであった。胡麻鶴醇之氏「神宮の臨時祭」の記述によると、「四年十月二十七日、三条西季知を御差遣、大嘗祭由奉幣、翌二十八日大奉幣を行わせられた」とあって、奉幣に先立ち宮河にて行われた御祓儀式であったことが知れる。その時の次第を掲げておく。

宮川川原祓

使司対揖後、権主典祓所に向かい一揖、沓を脱ぐ

次 鋪設に著一拝蹲踞、誦哥（初誦哥）「祓する爰も櫛の原なれば何の穢も有しとぞ思ふ」

次 大麻を執り錢切散供を行、拍手二端揮大麻

次 大麻を捧げ初申祝詞を誦「明治四年十月二十五日今時を以て祓所の神等の前に権主典姓名恐み恐みも申さく

大嘗会の由幣帛及び大奉帛を始めて朝使宮司に至るまで天津祝詞の太祝詞事を以て祓申し清申す状を平けく安
けく聞食せと申す」

次 錢切散供を行、拍手二端

次 脆座把笏、中臣祓詞を誦、但し省文あり

次 錢切散供を行、拍手二端

次 把笏數祓八度誦「遺る罪は不有と祓給清給ふ」

次 蹲踞錢切散供拍手

次 大麻を執り後申祝詞を誦「祓所の神等は奇ひに奇き御徳坐は諸の穢をは沫雪の春の日影に消失する事の如く水泡の川の速瀬に消失する事の如く消し失ひ給ひ幣帛大幣奉らせ給ふ状を平けく安けく聞食せと申す」

次 錢切散供揮大麻

次 樹大麻拍手四端

次 大麻を執り起座

次 揮淨官幣神宝

次 揮淨使司、復座

次 大麻を左傍に置き、錢切散供に蓋

次 把笏一拝起座沓納一揖退出

このように明治天皇即位に伴う大嘗会の由奉幣と大奉幣という臨時大祭において、八座置神事的儀式を行っていたことが明確にされる。年中行事関係の本には御祓儀式について詳細な記述がないということは前述したが、してみると、神宮において御祓儀式というものは、往々にして様々な場面で八座置神事と同様の次第でなされていたものと考えられるのであろうか。『宮川々原祓式』をみると同年十月では祓儀式も旧儀に近い作法で行っていて、やがて追々略式可した祓式が定着することになっていったもので、早い時期の過渡的形態と思われる。こうしたことから、八座置神事のみではなく、神宮における全ての御祓儀式についてその全貌を探る必要性を強く感じている。

註

(1) 神宮大麻は毎年九月十七日に内宮神楽殿において、大麻頒布始祭を齎行した後、神社本庁を通じ各都道府県神社庁を経由し、地元本務神社より各家庭へと頒布されている。現在、神社本庁では昭和六十二年より一千万家庭神宮大麻奉齎運動を展開しており平成九年二月を以て頒布数九百三十万二千七百七十八体となっている。目標数達成のために本庁では全国教

化会議、神宮大麻頒布事務担当者研修会など開催して、抜本的にこの問題に取り組み、各地域から参加する神職によって地域ごとに状況に照合させた頒布方法が議論されている。神宮大麻頒布の歴史と、かつての御祓大麻との意義の相違については、神宮司庁編『瑞垣』五八号（昭和三十七年九月二十五日）と、同二七号（昭和五十七年八月二十一日）所収の各論文、西川順土「神宮大麻頒布の変遷」（『瑞垣』九六号・昭和四十七年十一月三十日）に詳しい。

(2) 中西正幸「神宮大麻の歴史と意義・上・下」（『神社新報』平成九年三月十七日・二十四日の両号に掲載）。

(3) ①宝亀十年（七七九）八月五日夜、神宮の正殿、東西宝殿、外院の殿舎など悉く焼亡する大火災が発生する。その原因は

宮司中臣廣成が私の祈祷を為すため夜の戌刻から亥刻まで神宮に参拝したとき、炬が自然に落ち散ったことによる出火とされている。『太神宮諸雜事記』（神道大系編纂会編『神道大系』神宮編一・昭和五十四年）三三八―三三九頁。

②安和二年（九六九）に左大臣源高明が謀反を起し、太宰府に配流された際、宮司大中臣仲理は、彼の左大臣の御家人であったので謀反成就の私祈祷を二所大神宮に行っていた。これにより宮司職を罷免、新たに大中臣公頼を補佐する。前掲書・三七九頁。

(4) ③治承四年（一一八〇）七月源頼朝挙兵にあたり筑前住吉社の祠官佐伯昌長とともに大神宮祠官の後胤とされる永江藏人大中臣頼隆が初参、戦勝祈願のため従軍する。このとき大中臣頼隆は一千度の御祓を勤むとある。『吾妻鏡』（龍齋訳註・岩波文庫『吾妻鏡』（一）一九三九年）一九―二二頁。

④養和元年（一一八一）十月二十日大神宮権禰宜度会光倫相鹿二郎太夫が本宮より御祈祷を致さんために参着す云々。元暦元年（一一八四）正月三日には頼朝が祈願のため武蔵國大河土御厨を外宮に寄進し権禰宜光頼神主が年来の自家の祈祷師なのでこれに付属したとある。前掲書・八九―一一二頁。

(4) 『俗神道大意』（『新修平田篤胤全集』第八卷）一六七頁。

(5) 『大祓詞註釈大成』上巻所収（名著出版・昭和五十六年）・『中臣祓瑞穂鈔』解題三七頁本文二四九―二八一頁。『追考中臣祓瑞穂鈔』解題三八頁本文二八五―三一七頁。『伊勢神宮祓具図説』解題三八頁本図三二―三三三頁。『中臣祓或問』

解題三九頁本文三三五―三七二頁。

(6) 前掲書・伊勢神道の項にあたる中臣祓祠と御巫清直『修祓次第附祈祷次第』（神宮司庁編・大神宮叢書『神宮神事考證』

中篇・昭和十一年）九三―九八頁。

- (7) 神道宗教学会編『神道宗教』一一八号所収。
- (8) 岡田米夫「大祓詞から中臣祓詞への変化」(岡田米夫先生神道論集) 一一三—一三六頁。
- (9) 萩原龍夫著『中世祭祀組織の研究』所収補論第一「伊勢信仰の發展と祭祀組織」四八〇頁より。永承七年(一〇五三)集
 団強訴、延久三年(一〇七二)外宮三禰宜度会連頼は禁河を越えて上洛し在京居住し神役を仕らないとの廉で禰宜を停任
 されている(二所大神宮例文)。翌年醍醐寺領伊勢国一志郡曾称莊の田を横領し大神宮の神を立てて神領と号し、同莊の
 灌漑を妨げたとの廉で醍醐寺から官に訴えられる(醍醐雜事記)。応徳二年(一〇八五)東寺領伊勢国大國莊を侵略した
 廉で東寺との間に紛争を生じ、しかも従類三十余人を擁している強豪田堵は權禰宜荒木田延能とする(東寺百合文書)。
 前掲書・四八〇頁。
- (10) 櫻井勝之進「伊勢御師の実像」(歴史手帖二一七号)。
- (11) 『吾妻鏡』治承四年七月二十三日の条。
- (12) 神道大系編纂会編『神道大系』神宮編二(昭和五十五年)解題。
- (13) 前掲書の解題には「即ち前者(荒木田忠仲の注するもの)は鎌倉幕府が開かれた年ではあるにしても、朝綱尚よく保持さ
 れていた時代のことであり、且つ鎌倉幕府も神宮に対しては格別に尊崇の念の厚かったことであるから、神宮祭祀も延
 暦・延喜の頃に較べて見て大きな違いはなかったと云えると思うけれども、後者(氏経加筆)に至ってはこれより更に二
 百七十二年の長い年月を経て、この間に国内の動乱相次ぎ朝廷の式微は次第に甚だしくなり、神宮の衰替は漸く著しくな
 りつつある時代のことであるので、神宮祭祀にも、既に少なからぬ変化が生じているので、この両時代に於ける儀式の相
 違を対比することによって、両時代に於ける祭祀の変遷の跡を見ることが出来る意義は甚だ大きいものがあると思われ
 る」と述べている。尚ここでの資料として神道大系本と大神宮叢書本の両方の皇大神宮年中行事を用いた。
- (14) 『豊受皇太神宮年中行事今式』(神宮司庁編・大神宮叢書『神宮年中行事大成』後篇・昭和十四年)。
- (15) 前掲書・二九九—三〇一頁。正月十一日の禊始の本文。
- (16) 前掲書・四〇五頁。祭庭図・正月十一日と列禊の大麻所坐次、同四三六頁。禊膳、八脚、錢切箱の図。
- (17) 荒木田経豊『皇大神宮年中行事當時勤行次第』神宮文庫蔵、荒木田弘孚『皇大神宮年中行事當時勤行次第私註』(神宮司
 庁編・大神宮叢書『神宮年中行事大成』前篇・昭和十三年)所収。

- (19) 藤波氏経『氏経神事記』前掲書所収。
- (20) 西河原行忠『古老口実伝』(神宮司庁編・大神宮叢書『度会神道大成』前篇・昭和三十三年)。
- (21) 原時芳『内宮子良館年中諸格雜事記』(大神宮叢書『神宮年中行事大成』後篇)。
- (22) 中西正幸『御師と御祓大麻』(神道大系『古典註釈編八・中臣祓註釈月報五二号』)。
- (23) 『氏経神事記』(大神宮叢書『神宮年中行事大成』前篇所収四四二～四四三頁)。
- (24) 前掲書・四七九頁。
- (25) 前掲書・五二七頁。
- (26) 大神宮叢書『神宮参拝記大成』全(昭和十二年)所収。
『神拝式類集』より『外宮神拝』五八九頁。『参宮神拝之儀式』五九〇頁。『天照皇大神宮神拝之次第』五九三頁。『内宮神拝之儀』五九五頁。
- (27) 胡麻鶴醇之『神宮の臨時祭』(神宮司庁編・『神宮明治百年史』上卷所収・昭和六十二年)五六七～五七六頁。